

令和6年度防府市国民健康保険運営協議会

議 事 録

令和7年2月6日（木）

14：00～14：55

防府市役所 本館2階 共用会議室2A

議題

1 諮問事項

- ・基礎賦課額保険料率を令和6年度と同率に措置する。
ただし、賦課限度額については、65万円を66万円とする。
- ・介護納付金賦課額保険料率を令和6年度と同率に措置する。
また、賦課限度額についても、令和6年度と同額とする。
- ・後期高齢者支援金等賦課額保険料率を令和6年度と同率に措置する。
ただし、賦課限度額については、24万円を26万円とする。

2 説明事項

- ・令和6年度国民健康保険料率及び賦課限度額
- ・令和6年度国民健康保険事業特別会計決算見込
- ・令和7年度国民健康保険料率及び賦課限度額（案）
- ・令和7年度軽減判定基準額
- ・その他

（1）保険料水準の統一

○ 出席委員（12人）

（被保険者代表）

弘中 ヨネ子、石田 浩三、山田 まゆみ

（医師薬剤師代表）

松村 康博、深野 剛史、山内 裕之

（公益代表）

太田 秀信、森川 智子、富田 美紀

（被用者保険等保険者代表）

土井 克彦、有田 英文、糸井 純平

○ 欠席委員（3人）

（被保険者代表）

河内山 満政

（医師薬剤師代表）

山本 一成

（公益代表）

安藤 敬子

○ 市側出席者

池田市長

石丸保健こども部長、尾中保健こども部次長

岩下保険年金課長、原田保険年金課長補佐、長藤保険年金課長補佐兼国保資格係長
藤原国保医療係長

○ 傍聴人

2 人

課 長	ただ今から防府市国民健康保険運営協議会を開催いたします。 次第7の諮問事項に係る事務局の説明に当たっては、新年度の予算に係る説明がございますので、次第8の審議が終わるまで、一時御退席をお願いすることがございます。御理解を賜りますようお願い申し上げます。 開催に先立ち、市長が御挨拶を申し上げます。
市 長	防府市国民健康保険運営協議会の開催に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。本日は御多用の中、また、立春を過ぎたとはいえ、大変お寒い中、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。 委員の皆様におかれましては平素から、国民健康保険はもとより、医療福祉施策の推進をはじめ、防府市政全般にわたって御尽力、御協力賜っておりますことを心から感謝申し上げます。 国民健康保険は、国民皆保険制度の根幹を成す大変重要な制度でございます。しかしながら、被保険者の平均年齢の上昇、また、一人当たりの医療費が増えていること、被保険者数が年々減少していくなど課題を抱えています。 現在、国におきまして、いわゆる年収の壁や、被用者保険の更なる適用拡大について検討が進められており、これらの制度改正があれば、国民健康保険制度につきましても、大きな影響を及ぼすことから、現在注視をしているところでございます。 防府市におきましても、被保険者数の減少に伴い保険料収入が減少する一方で、一人当たりの医療費については、高齢化もあり年々増えているということで、これから財源不足の拡大が心配されているところでございます。このような厳しい状況ではございますが、私としましては、安定した国保制度の運営に努めてまいりたいと考えております。 本日は、令和7年度の保険料率及び賦課限度額について、御審議をいただくことになっております。 どうぞ、十分な御審議を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
課 長	ここで委員の出席状況の報告をいたします。各選出区分の委員について、いずれも1名以上の御出席があり、15名中12名の御出席をいただき、過半数に達しておりますので、防府市国民健康保険条例施行規則第3条の定足数の規定により、本会議が成立していることを報告します。 会長の選出に移ります。会長は、国民健康保険法施行令第5条により公

		益代表の委員の方から選出することになっております。 会長の選出についてご意見がございましたらお願いいたします。 御意見が無いようですので、事務局から推薦をいたします。 今回は民生委員・児童委員協議会推薦の委員をお願いしました。今回も民生委員・児童委員協議会推薦の太田 秀信委員を会長として推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。
委 員	員	(拍手)
課	長	それでは、御賛同をいただきましたので、太田 秀信委員に会長をお願いすることに決定いたします。太田委員、よろしくお願いいたします。 これからの議事進行につきましては、太田会長にお願いしたいと存じます。
会	長	皆様から御推薦をいただきました太田と申します。 皆様方の御指導、御協力をお願いいたしまして、この大役を無事務めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。 本会議は、公開が原則となっておりますが、先ほど事務局から説明がありましたように、次第の7の一部と8以外を公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。
委 員	員	異議なし。
会	長	それでは、本会議は次第の7の一部と8以外を公開といたします。 署名委員については、被保険者代表の弘中委員さん、医師薬剤師代表の松村委員さんをお願いします。どうぞよろしくお願いいたします。 最初に、令和7年度防府市国民健康保険料率等について、市長から諮問を受けます。
市	長	<市長 諮問書を読みあげ、会長に手渡し> 国民健康保険法第11条の規定により、次の事項について防府市国民健康保険運営協議会の意見を求めます。 1 基礎賦課額保険料率を令和6年度と同率に措置する。

	ただし、賦課限度額については、65万円を66万円とする。 2 介護納付金賦課額保険料率を令和6年度と同率に措置する。 また、賦課限度額についても、令和6年度と同額とする。 3 後期高齢者支援金等賦課額保険料率を令和6年度と同率に措置する。 ただし、賦課限度額については、24万円を26万円とする。 よろしくお願いいたします。
課 長	ここから審議に入りますので、市長は退席をお願いします。 <市長 退室>
会 長	諮問事項等について事務局から説明をお願いします。
課 長 補 佐	お手元にお配りしました「諮問書」の写しと「令和6年度防府市国民健康保険運営協議会資料」及び「国保・年金の歩み」に基づき説明します。 本市では、平成20年度に保険料率の改定を行いました。その後、本年度に到るまで、料率を据え置いております。 また、令和6年度の賦課限度額については、医療分の基礎賦課額が65万円、介護納付金賦課額が17万円、後期高齢者支援金等賦課額が24万円、合わせて106万円となっております。 令和6年度の決算見込については、歳入、歳出とも、今後の保険給付費の推移など、不確定要素を含んだ見込額であるため、実際の決算時には、見込みとの差が生じることもございますので御了承ください。 令和6年度決算見込みでは、1千万円を令和7年度に繰り越し見込みですが、令和6年度決算見込みにおける実質単年度収支は、赤字を見込んでおり、長期的な収支につきましても、被保険者数の減少や被保険者一人当たりの医療費の増加などにより赤字が見込まれます。 令和7年度の保険料率につきましては、被保険者数の減少に伴う保険料収入見込み額が減少するなどにより財源不足になることから、本来は保険料率を引き上げる必要がありますが、基金の繰り入れにより、国民健康保険の事業運営は可能であり、諮問のとおり、令和7年度の保険料率を令和6年度と同率に据え置くことにより、被保険者の負担増を避けることができると判断しております。そのため、令和7年度につきましても、保険料率の改定は行わないことを考えております。 また、令和7年度賦課限度額については、国が全体で3万円引き上げる

政令等を公布する予定ですから、本市においても、それに基づき、令和7年度の賦課限度額については、医療分の基礎賦課額保険料を、現行の65万円を66万円に引き上げ、介護納付金賦課額保険料は、前年度と同額に据え置き、後期高齢者支援金等賦課額保険料は、現行の24万円を26万円に引き上げることを諮問させていただいております。

次に、令和7年度軽減判定基準額については、物価の動向等を踏まえ、軽減率5割と2割の軽減判定所得について、国民健康保険法施行令が改正される予定ですので、本市においても、国に準じて保険料の減額改正を予定しております。

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を、現行の29万円5千円から30万5千円に、また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を、現行の54万5千円から56万円に引き上げを行います。

報告事項として、保険料水準の統一について、勉強会でもお話していますが、再度ご説明いたします。保険料水準の統一について、国は保険料水準統一加速化プランを改訂し、都道府県単位での安定的な財政運営を早期に実現するよう促しております。山口県においても第2期山口県国民健康保険運営方針によって、県内の議論をすすめることとしています。納付金ベースの統一は、事業費納付金の各市町への按分を、令和8年度から12年度にかけて段階的に医療費水準を反映させなくするとしています。これにより医療費水準が低い防府市にとっては、事業費納付金が年々上昇する見込みです。この間、負担増となる市町に、県は負担緩和策を講じるとしています。納付金ベースの統一を進めながら、県が定めた保険料率を全市町が採用する完全統一を、どのように進めていくかは今後、県と市町で協議していくことになります。被保険者の皆さんに保険料を公平に負担していただき、平等な医療給付や保健事業を届けるため、県内の医療費の適正化や医療費水準の格差減少に取り組んでいく必要があります。

最後に、令和7年度国民健康保険事業特別会計当初予算（案）についてですが、次第8の審議が終わるまで、非公開といたします。

令和7年度当初予算でみると、3億992万2千万円の歳入不足となる見込みですので、これを基金繰入金により補填しています。

したがって、基金繰入金により、本市が平成20年度から据え置いております保険料については、保険料率を据え置いて、財政運営は可能と判断しております。

本市の国民健康保険事業の実質単年度収支の状況などを、今後も注視し

ながら、基金の活用を図ることで、可能な限り、現状を維持してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

会長、宜しくお願いします。

会長 ただ今、事務局から説明がございましたように、本日の諮問内容は、基礎賦課額・後期高齢者支援金等賦課額・介護納付金賦課額の各保険料率については、据え置きとし、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額については、引上げるとするものでございます。

御審議いただければと思います。よろしくをお願いします。

何かございませんか。

会長 では、質疑は無いようですので、ここで答申についてお諮りしたいと思います。

令和7年度の各保険料率については、据え置きとし、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額については、引き上げとするということで、よろしいでしょうか。

委員 異議なし。

会長 ここで答申書作成のため、暫時、休憩とします。

<市長 再入室>

会長 それでは、会議を再開します。

それでは、答申案のとおり決定させていただき、市長に答申書をお渡しします。

<会長 答申書を読みあげ市長に手渡し>

会長 1 基礎賦課額保険料率を令和6年度と同率に措置する。
ただし、賦課限度額については、65万円を66万円とする。
2 介護納付金賦課額保険料率を令和6年度と同率に措置する。
また、賦課限度額についても、令和6年度と同額とする。

- 3 後期高齢者支援金等賦課額保険料率を令和6年度と同率に措置する。
ただし、賦課限度額については、24万円を26万円とする。

市当局におかれては、今後とも国民健康保険事業の健全かつ適正なる運営に努められますようお願いします。ありがとうございました。

市	長	国民健康保険の保険料率及び賦課限度額について、慎重なる御審議をいただき、心から感謝申し上げます。
		いただきました答申の趣旨を踏まえ、健全な国保運営に、今後もしっかりと努めていきたいと考えております。ありがとうございました。
課	長	以上をもちまして、運営協議会を終了します。